

笠松町行財政改革推進プラン

～住民協働(自助・共助・公助)で
新しいまちづくりを目指して～

平成17年2月

笠 松 町

行財政改革推進プラン 目次

1 . はじめに	1
2 . 基本方針	2
3 . 将来ビジョン・特化する施策	3
4 . 個別事務事業の改革案	
組織・人事制度について	1 1
補助金等について	1 4
公共施設の再編について	1 5
公共用地・公有用地について	1 6
使用料・手数料について	1 7
窓口業務について	1 8
特別職職員の給与等について	1 9
町議会議員の定数及び報酬等について	2 0
町地域振興公社について	2 0
町税等滞納整理体制の強化について	2 0
総合計画の策定について	2 1
ふるさと振興事業について	2 1
イベント事業について	2 1
公共施設巡回バス運行事業について	2 2
国民健康保険税・同特別会計繰出金について	2 3
小規模授産所の運営について	2 3
保育所保育料徴収金基準額について	2 4
町立保育所・笠松保育園通園バス運行事業について	2 5
町立保育所運営事業について	2 5
成人健康診査事業について	2 6
街路灯設置基準について	2 7
私立幼稚園就園奨励費補助金について	2 7
学校給食センター運営方式について	2 7
その他事務事業について	2 8
5 . 行財政改革推進プランの数値目標	4 3
6 . 将来検討課題	4 4

1 . はじめに

我が国経済の現状は、世界規模での社会経済変動のなか一部の業種で景気回復の兆しは見えるものの、地域経済を取り巻く環境は依然厳しいものがあります。このような状況の中、地方自治体の財政運営は非常に厳しい状況にさらされています。

本町においても、その状況は深刻であり、地方自治の確立に向けた新たな行財政運営の展開が強く求められています。また、平成13年度から平成16年度においては、市町村合併についての活発な議論が行われ、最終的には住民投票による町民の皆さんの意思のもと単独による町政運営の道が選択されたところであり、本町の人口規模や財政力に見合った将来的に持続可能な行財政運営が求められています。

こうした中、町では行財政改革推進委員会を設置し、行政運営の検討課題や財政状況を踏まえた具体的な改革案を提示し、7月から月1回の定期開催を基本に限られた時間の中で議論を展開していただき、貴重な意見をいただきました。また、広く町民の皆さんにも同様の情報をお知らせし、ご意見をいただくとともに、議会や各種団体においても同様の議論が展開され提言をいただきました。

そして、この度、町行財政改革推進委員会をはじめとする提言を踏まえ、これまでの町のアイデンティティーと言える良き施策は可能な限り継承しつつ、「住民協働」を基軸に、優先度その他の観点から施策、事務事業の厳選に努めるとともに、人口規模以上に行政体制のスリム化、各種施設の管理運営方法等の検討、地域及び住民と行政の役割分担、また、受益と負担のあり方の検討など、新たな視点に立ってあらゆる角度から行財政を見直し、特に改革による財政効果の発揮を主眼として徹底して行財政改革を推進することを盛り込んだ「笠松町行財政改革推進プラン」を策定しました。

本プランの取り組みは、平成17年度から平成19年度までの3ヵ年ではありますが、今後も国の三位一体改革の各論部分の影響をはじめとして、様々な背景や課題をもった社会経済情勢の変化が予想されることから、この取り組み期間中であってもこれらの要因も踏まえ、常に定型化しがちな業務の見直しと改善を図る所存であります。

なお、取り組みの過程においては、改革に伴うサービス低下を可能な限り緩和できるような方策を講じるとともに、進捗状況などについては町民の皆さんへ随時公表し透明性を確保しながら、地方分権時代にふさわしい自らの発想で独自の町政を「住民協働」を基軸に町民の皆さんと共に進めてまいりますので、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

平成17年2月

笠松町長 広江正明

2 . 基本方針

1 推進プランの目的

笠松町は、数次にわたる行政改革や平成 15 年度の財政健全化についての提言に基づき、その時々に対応した改革に取り組んできました。さらなる社会経済情勢の一層の厳しさや国の三位一体の改革の影響の下で、多様化する行政需要に適切に対応しつつ、町単独で持続できる行財政体質にするため本プランを作成し行財政改革を強力に推進します。

2 推進プランの構成

将来ビジョンの基本方針である住民協働の理念「自助・共助・公助」のもと、重点的に推進する5つの特化施策と例外なく取り組む全分野の個別事務事業改革案で構成されます。

3 計画期間と推進方法

行財政改革推進プランは、推進期間中に取り組むべき課題について、改革の方向、目標及び具体的推進事項を示すものであり、原則として平成 17 年度から平成 19 年度までの3カ年の計画とします。

なお、平成 18 年度以降は毎年度ローリング方式による見直しを行い、社会経済情勢の変化や毎年の実績を踏まえながら、個別取り組みの変更や追加を行なうものとします。

また、改革の推進にあたっては、住民参加の下広く意見を取り入れつつ住民の理解と協力を求め進めます。

4 達成目標の設定

計画期間中に財源不足による基金繰入等をゼロにします。

5 進行管理と公表

毎年度の取り組み実績の検証及びローリングによる見直しについては、笠松町行財政改革推進本部において行ない、町議会及び笠松町行財政改革推進委員会に報告し意見等を求めるとともに、その結果を町民に広く公表します。

6 その他

本プランは、3年という短期的な取り組みの中で、財政収支の均衡を目指すものであることから、いわゆる即効性のある施策を中心に構成しました。したがって、人が集い、潤いを生み出す等の今後のまちづくりの根幹となる施策については、次年度に実施する町第四次総合計画の見直しの中へ取り込むこととします。

3. 将来ビジョン・特化する施策

安全で 安心して 暮らしていけるまち

子どもからお年寄りまでのすべての人が、一人ひとりが役割をもち「自分たちの町は自分たちでつくる!!」を合言葉に、地域づくりと人づくりを基本とした行財政改革推進プランを策定し、いきいきと輝くまちづくりを進めます。

住民協働

町民

地域

役場

自助

共助

公助

個人の努力

- ・ 自分でできることは自分で行う
- ・ 自らの暮らしをより良いものとする
- ・ 地域の和と伝統を守る

力の集結

- ・ 個人でできない地域活動を担う
- ・ 地域の課題は町民が力を集結し解決する

補完的支援

- ・ 自助・共助で解決できない課題に対処する
- ・ 共通のルールや制度をつくる
- ・ 地域活動を支援する

少子化対策事業

(子育て支援施策)

- 乳幼児・児童・生徒医療費助成事業
- 児童生活習慣病予防事業
- 放課後児童クラブの実施
- 延長保育の充実
- 子育てサロンの充実
- 病後児保育所の開設
- コミュニティママ子育てサポート事業の実施

歴史文化教育事業

(生涯・学校・家庭教育施策)

- 地域に開かれた特色のある学校づくりの推進
- 学習情報提供相談システムの構築
- 歴史文化ふるさとサポート事業の実施
- 歴史文化振興助成事業の導入

高齢者対策事業

(高齢者を活かしたまちづくり施策)

- シニアサークルの育成
- 高齢者大学の開校
- 三世代ふれあい交流事業の充実
- シニアグループ活動支援事業
- 街かどデイハウス事業の導入

防災防犯対策事業

(社会的弱者対策、情報提供施策)

- 地域住民主体による防災訓練等の実施
- 家具転倒防止補助器具支給事業
- コミュニティ安心マップ作成事業
- 緊急時情報伝達システム(緊急メール)の導入

環境対策事業

(廃棄物減量化・資源化・リサイクル化施策)

- 循環型社会の啓発・教育の推進
- 住民協働による循環型システムの構築
- 事業系ごみ対策の強化
- ごみ有料化の検討

少子化対策事業【子育て支援施策】

全国的には合計特殊出生率は、低下の一途をたどっている。笠松町では国・県より高い水準で推移しているものの人口を維持するのに必要な水準を大幅に下回っている。この主な要因として、晩婚化の進行等による未婚率の上昇がある。その背景には、結婚に関する意識の変化とあわせて、核家族化、仕事と子育ての両立の負担感が増大していることや、子育てそのものの負担感が増大していることがあると考えられる。

もちろん、結婚や出産は当事者の自由な選択に委ねるべきであり、行政や社会が安易に干渉すべきではない。しかし、結婚や出産を望んでいても様々な不安、負担が希望を妨げているのであれば対策を講じなければならない。

笠松町でも子育てをしながら働く女性が増えており、仕事と子育ての両立の負担感が、その要因の一つとなっているものと考えられる。こうした少子化の原因と背景に対応して、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を少しでも緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備をすすめる。

～ 仕事と子育ての両立支援 ～

仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和するために、保育施策の充実や子どもの疾病の発生予防施策の充実に努める。

【特化施策】

乳幼児・児童・生徒医療費助成事業

保護者の子育てにかかる経済的負担の軽減と疾病の早期治療を促進することを目的に現在も実施している事業であり、入院15歳・外来10歳までの医療費を助成する。

〔改革案〕 対象年齢の見直し 入院外来15歳 入院15歳・外来10歳

児童生活習慣病予防事業

小学校5年生の児童全てを対象に生活習慣病予防血液検査の実施及び事後指導の充実を図り、生活習慣病の早期発見・予防意識の高揚を図る。

〔改革案〕 実施方法の見直し 町内の医療機関 保護者の同意を得て、小学校で集団実施

自己負担金の見直し 2,900円 無料

検査内容の充実 2項目 6項目

事後指導の充実

放課後児童クラブの実施

小学校低学年を対象に、学期期間中は授業終了から19時まで子育て支援センター1ヶ所で、夏休みについては、各小学校区で実施している。平成18年度からは児童の安全、保護者の利便性及び指導内容の充実を図るために学期期間中についても各小学校区で実施する。その後は保育ニーズ等を把握し、更に時間延長を検討していく。

〔改革案〕 利用料の見直し 一律2,000円/月

延長保育の充実

8時半から16時半までの通常保育時間を7時から19時まで時間延長する。現在子育て支援センター1ヶ所で実施しているが、児童の安全及び保護者の利便性を図るため、各保育所で実施する。その後は保育ニーズ等を把握し、更に時間延長を検討し

ていく。

〔改革案〕 延長保育料の徴収 2,000円/月

子育てサロンの充実

親子遊び、親同士の交流の場を提供する回数を増やすとともに内容の充実を図っていき、子育ての方法、悩みなどを抱えている親の不安等を解消していく。

〔改革案〕 開催回数の見直し 4回/年 6回/年
ボランティア等の活用

病後児保育所の開設

病気の回復期（入院は必要ないが安静が必要な時期）にある児童等で、集団保育等が困難で、かつ保護者の都合などにより、家庭での保育ができない児童を、医師・看護師・保育士がいる病院などの施設で一時的に預かり、病気回復に努めるとともに保護者の就労と子育ての両立を支援する。

コミュニティママ子育てサポート事業の実施

町内に居住する子育てに意欲のある方を活かし、19時以降・日曜日・休日・短時間等に児童を預かるための、地域住民で子育てができる子育てサポートシステムを確立する。

高齢者対策事業【高齢者を活かしたまちづくり施策】

人口の高齢化が急速に進み、2015年には4人に1人が65歳以上の高齢者という「超高齢社会」が目前に迫っており、これに対応した社会づくりが望まれている。

こうしたなか、高齢者介護の問題は老後の不安要因となっている。しかし、介護を必要とする状態となり介護サービスを利用する方は全高齢者の十数%であり、地域にはそれ以外に元気な高齢者が多くいます。

生産年齢人口が減少していき老年人口は今後も増加する傾向にあるなかで、元気な高齢者の介護予防を図ることは重要であることと同様に、これまでの高齢者像を転換し、社会の推進力を担うひとつの世代として活躍してもらう必要があります。高齢者は様々な経験を積んだ重要な社会の宝であり、その経験を活かし地域社会に貢献できる仕組みづくりを考える必要がある。

明るく活力ある高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で、自らの知識や経験をいかして積極的な役割を果たしていけるよう環境を整備し、支援していく必要がある。

～ 高齢者パワーで地域活性化 ～

高齢者が今まで培ってきた知識・経験や更なる学習により得た知識を地域で発揮し、高齢者みんなで地域を活性化していくシステムを構築していく。

【特化施策】

シニアサークルの育成

高齢者のみのサークル（学級）を開催する。講師についても長年培ってきた高齢者

の知識や技能を各種サークルで活かし、高齢者による高齢者のサークル（学級）を実施する。また、シニアサークルが自主活動できるよう支援していく。

高齢者大学の開校

高齢者を対象に、多様な学習機会を提供し、高齢者が生きがいのある充実した生活を送れるようにするとともに、習得した能力を持って、地域の指導者として、また地域づくりにおいて積極的な役割を果たすことを目的に開校する。

三世代ふれあい交流事業の充実

高齢者が長年の仕事や趣味を通じて培ってきた貴重な知識や技術を、若年世代・小中学生・園児等とふれあいを図りながら、指導及び次世代へと伝えていけるような交流の場を提供していく。

シニアグループ活動支援事業

60歳以上の高齢者で構成するグループ（単位老人クラブ等）が、地域の活性化を図る活動（ゴミの減量化活動・防災防犯活動・交通事故防止活動・道路、公園の清掃・花壇づくり等）を自ら考え実施する場合に助成を行う。

また、その活動を子ども会や地域のボランティア団体等と協働して取り組むことにより地域及び世代間との交流が図れるよう支援する。

街かどデイハウス事業の導入

現在、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に体操やレクリエーションなどを開催しているふれあいひろばを、老人クラブやボランティアなどと協働して小地域で開催していく。

将来的には、地域の高齢者等が気軽に参加できるように、空き家や既存の施設を利用して、地域住民参加により楽しく集える場所を開設してもらい、サービスを提供する団体等については支援していく。

歴史文化教育事業【生涯・学校・家庭教育施策】

住民一人ひとりが心豊かで充実した社会生活を送るためには、生涯を通じて、自分に適した方法で、興味のある分野に関する学習、文化・スポーツ活動などを主体的に行っていくことが必要である。また、少子高齢化の進展、コミュニティの希薄化、自然環境の保全、情報化社会の発展などの様々な問題解決を目指して学習し、積極的に地域社会にかかわっていくことが重要となっています。

そのため、いままでの「社会で学ぶ」「学校で学ぶ」「家庭で学ぶ」の個々の枠組みを一元化し、地域・学校・家庭の連携を強化しながら、主体的に世代間や住民同士が学びあい、学んだことを地域で活かすことができる環境づくりを目指します。

～ 「ふれあい学習（仮称）」の推進 ～

地域の様々な人々がこれまでの経験や学習から得た知識や技術を共に生かし合いながら、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々がふれあう交流活動（ボランティア活動や体験活動等）や学習活動（地域課題学習、生活課題学習等）を通じ、家庭と地域の教育環境の活性化を目指します。

【特化施策】

地域に開かれた特色のある学校づくりの推進

次代を担う子どもたちの健全育成を進めるために、保護者や地域住民の意見を学校経営や教育活動の場に取り入れ、地域の独自性を活かした特色のある学校づくりを進める。

また、地域の人々がその特技、知識、経験を活かし、各教科や総合的な学習の時間などにおいてゲストティーチャーとして教えたり、クラブ活動を指導したりして地域の交流拠点として開かれた学校づくりを推進する。

将来的には、創意工夫を活かした開かれた学校づくりを通して、地域の活性化につながるよう、学校と保護者、地域住民が一丸となった学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入を検討する。

学習情報提供相談システムの構築

学習機会情報（講座・講習会など）、施設情報（公共施設予約）、団体グループ情報（サークルなどの活動内容など）、指導者人材バンク（指導者の指導内容など）、図書蔵書情報、学習したい人の仲間募集の情報発信、自分の経験・知識を生かし指導したい人の登録などの学習情報を一元的に管理し、多様化・高度化する学習ニーズに対応でき、学習機会を充実させるためのシステムを整備する。

歴史文化ふるさとサポート事業の実施

木曽川の歴史的な趣を大切にしまちづくりを推進するため、住民の自主的な活動により行われる地域資源保存活動や自然・歴史・文化を総合的に発掘・検証する活動に対して積極的に支援を行う。

歴史文化振興助成事業の導入

歴史文化の保存・活用や地域活性化の観点より、住民や団体が自主的に行う、歴史文化の保存・活用事業や広く町民を対象とした講演会開催、研究発表などの費用に対し、平成18年度より予算の範囲内で助成する。

将来的には、歴史文化振興基金を設置し、住民自らが用途を考え・活用できることを検討する。

防災防犯対策事業【社会的弱者対策、情報提供施策】

最近の災害・犯罪において、社会的弱者である高齢者、子どもが犠牲になるケースが多く見受けられ、被害を最小限に留めるためには、地域住民による社会的弱者への支援対策を充実することが必要であります。

そこで、「自分たちの町は自分たちで守る」ということを基本に、常日頃から、地域において、住民との協働による地域に根ざした「社会的弱者対策」「情報提供施策」を軸にした防災防犯対策事業を進め、「災害に強いまち」、「犯罪に遭いにくいまち」を目指します。

～ 地域住民による自主活動の促進 ～

地域住民自ら、地域の状況や特性を把握し、災害・犯罪発生時には、迅速な社会的弱者への支援活動ができるとともに、スピーディかつ正確な情報提供ができる環境を目指します。

【特化施策】

地域住民主体による防災訓練等の実施

災害が発生した場合、住民が臨機応変に対応することが不可欠であり、そのためには、地域住民による地域の特性を生かした自主的な防災訓練の実施が必要である。そこで、各自主防災会単位又は、各ブロック単位での防災訓練の実施に移行されるよう、指導、支援する。

また、地域安全パトロール活動など、各地域自主活動がより充実するよう支援する。

家具転倒防止補助器具支給事業

地震による箆笥、食器棚等の大型家具の転倒を防ぎ、被害を最小限に抑えるために、高齢者世帯、重度障害者世帯へ大型家具転倒防止補助器具を支給する。この取り付けにあたっては、各自主防災会の活動の一環として実践する。

コミュニティ安心マップ作成事業

社会的弱者の居住地、避難経路・避難所、防災資機材の位置・内容及び子ども110番の家の位置などの防災防犯情報を網羅した「コミュニティ安心マップ」を作成し、町や各関係機関が行う各種防災防犯活動に活用していく。作成にあたっては、地域の実情を把握している各自主防災会の活動の一環として実践する。

緊急時情報伝達システム（緊急メール）の導入

災害時における避難所・医療機関等の情報や住民の安全に係わる防犯情報など、緊急を要する情報を携帯電話やパソコンに迅速かつ的確に提供するシステムを導入する。

環境対策事業【廃棄物減量化・資源化・リサイクル化施策】

現在の生活には、利便性を追及した使い捨て製品や安価な製品が溢れています。

このため、ものを大切に作る気持ちは薄れて、簡単に買い、簡単に捨てる生活習慣があたりまえになっており、処分場の不足、ダイオキシン問題など様々な問題が発生しています。これらの問題を解消するためには、町民・事業所・行政の三者がお互いの立場を理解し、みんなが、知恵を絞り、より高い次代の取り組みが展開できる『住民協働による循環型社会づくり』を形成しなければなりません。

～ 『リサイクル型』、そして『循環型：3R』へ ～

循環型社会の形成に向けて、ごみ処理の基本理念について、これまでの「リサイクル型」から、ごみの発生抑制（リデュース:Reduce）、再使用（リユース:Reuse）、再資源化（リサイクル:Recycle）の総合的な取り組みを推進する「循環型：3R」に発展させます。

【特化施策】

循環型社会の啓発・教育の推進

- ・こどもエコクラブの活動の支援

子どもの時代から、環境についての学習、活動、体験などを実践できるよう、環境活動・学習の場や機会の提供など、環境省が進めているこどもエコクラブの設立から活動まで、側面から支援する。

また、平成17年度より各小中学校に電気式生ごみ処理機を設置する。

- ・エコファミリー登録制度の導入

家庭でのごみ減量化を自主的に進めるための仕組みとして、「エコファミリー制度」を導入する。

参加者は家庭から出る可燃ごみの削減を目指し、取り組むレベルを各々に申告し、家族ぐるみで挑戦して、目標達成をめざす仕組みを作る。

一定期間の取り組み後、優秀家庭による事例発表会を開催する。

- ・一人一日100グラムごみ減量運動の実施

日常生活を見直し、家庭用燃えるごみを住民一人ひとりの工夫や心がけで、一日100グラムのごみを減量するよう運動を展開する。

- ・廃棄物減量等推進員活動の活性化(継続)

地域でのごみ問題に対してのリーダー的役割と、町と地域とのパイプ的な役割を担うことから、地域ぐるみのごみ減量とリサイクルの推進を図る。

また、推進員数の見直しを行い平成17年度より1町内会1人以上から、1町内会3人以上とする。

住民協働による循環型システムの構築

- ・資源物の行政回収から集団回収への移行

資源として活かせる身の回りのものを、地域団体に回収しリサイクルを進める集団回収は、住民の生活に密着した、最も身近なリサイクル活動であり、ごみ問題に対する関心を高め、ごみの減量とリサイクルの推進が同時に図られる。

[平成17年度]

- ・集団回収への移行推進期間として、町内会単位の「集団回収モデル地区」を6町内会程度指定し実践的な活動を行う。
- ・集団回収モデル地区の実践記録に基づき、廃棄物減量等推進員との学習会を年数回開催し、全町的な取り組みへと展開する。

[平成18年度]

- ・町内会、廃棄物減量等推進員などを中心に全町的に各々のコミュニティ単位で、資源物の集団回収事業を展開する。

- ・『譲ります・譲ってください』掲示板の設置

『譲ります・譲ってください』掲示板は、家庭で不用となった生活用品を有効に活用するため、希望者同士が直接交渉のできるリサイクルの「場」を提供し、増え続けるごみの減量化とリサイクル意識を高める。

- ・容器包装の発生抑制の推進

容器包装(レジ袋・包装紙等)の発生抑制を進めるため、町民と事業所の相互理解と協力により、ごみの減量化とリサイクル運動の輪を広げる。

その施策として町民が買い物袋を持参し、レジ袋の使用をしない「マイバック・マイバスケット運動」や、商品を購入した際に過剰な包装を行わない事で、包装紙等の使用量を削減する「簡易包装の推進」等、比較的容易かつ効果的な身近な運動の展開を、町民・事業所（スーパー等）・行政の三者が一体となって進める。

- ・電気式生ごみ処理機購入助成（継続）

自主的に生ごみの減量・リサイクルに取り組むことを目的に家庭用生ごみ処理機の購入助成を継続する。

事業系ごみ対策の強化

- ・事業系一般廃棄物の3Rの推進

事業所は、廃棄物の自己処理責任の原則があることから、全事業所を対象にごみ年間排出量の削減をめざし、減量化計画書の作成を義務づけ、3Rの促進と適正処理について行政指導を徹底していく。

ごみ有料化の検討

- ・事業系ごみ、粗大ごみ、家庭系ごみの有料化の検討

ごみ排出に無関心な町民と減量・リサイクルに努力している町民との間の不公平感をなくし、町民の意識改革を促すとともに、ごみの排出・発生抑制に効果的な経済手法である、「ごみの有料化」の導入について検討する。

4．個別事務事業の改革案

組織・人事制度について

組織の見直し

【現状】

事務の合理化を進めた上での人件費の削減、定数削減を検討している現在、職員の新規採用は少なく、退職者もそれほど多くはない。その結果、全職員に対する管理職の占める割合が高くなり、個々の事務を担当する職員の割合が減少している。また、国・県からの権限委譲が進めば、一段と係員一人が負担する事務量が多くなる。

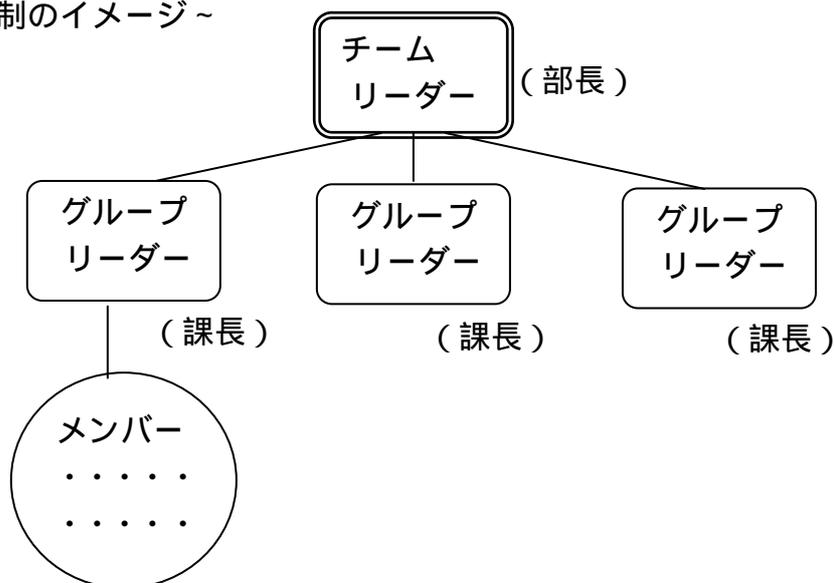
一方では、係の細分化により非効率な人員配置となっているのも現状である。

【改革案】

グループ制を平成17年度より導入し、現行の組織を5部12課に編成する。また、平成16年4月1日現在の職員数を6年間で、32人削減する。

	定数	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員数 4月1日現在	184	170	167	157	155	154	150	146	135
うち採用者			0	0	1	1	1	1	1
退職者		3	10	3	2	5	5	12	

～グループ制のイメージ～



人事管理制度の拡充

(1) 相互評価システムの確立

【現状】

職員勤務評定においては、能力主義による人事管理（人事異動、昇格等）を実施するために、部長等相当職を除き、課長等相当職にあっては部長等相当職が、その他の職員にあっては課長等相当職が評定者となり、毎年11月1日に勤務評定を実施している。

【改革案】

勤務評定の実施目的である職員の措置及び指導を行う体制づくりと、評価についての方策を確立させ、すべての職員が平等かつ共通理解のもとでの評価を可能にするために相互評価システムを確立する。なお、平成17年度より実施するが、項目等の検討を行う試行期間を設けてから本実施とする。

1. 勤務評定については、笠松町職員勤務評定実施要綱及び勤務評定要領に基づき評定し、その結果については、上司との面談により、本人に通知する。
2. リーダーチェックシートは、グループリーダー（課長）についてはグループメンバー（課職員）全員で、チームリーダー（部長）についてはチームメンバー（部職員）全員で実施し、その結果については、人事担当及び本人に通知する。
3. 勤務評定の評定者による不公平性を失くすために、調整前の勤務評定基準の統一を図ることを目的にした、職員による勤務評定審査委員会を平成16年度より設置する。また、審査委員会では本人通知後の異議申し立てに対する審査も実施する。
4. 犯罪に抵触する案件など職員の分限・懲戒の審査、更に職務上の内容による内部告発案件について、その処分の妥当性・種類・程度等を審査し町長に意見を進達する職員懲戒等審査委員会を平成16年度より設置する。

(2) 希望人事制度の導入

【現状】

国は、毎年ほぼ横並びで昇給する現在の「普通昇給」（定期昇給）を廃止し、勤務実績に基づく「査定昇給」を、1 公務員の士気を高める 2 仕事の能率を向上させる 3 昇給基準を明確にし、公務員給与に対する透明性を高める などの観点から導入することや、併せて、勤務実績に応じて支給する「勤勉手当」の比重を高める方針を明らかにした。

役場の職務には様々な分野のものがあり、配属先により十分な力を発揮できないこともある。また、従来の人事管理では、ゼネラリスト職員の養成を基本としてきたが、複雑、多様化、高度化する行政需要に対応するため、専門的な能力を持ったスペシャリスト職員の養成も必要となってきた。

【改革案】

希望人事制度を平成17年度より導入する。

1. 異動希望調査の実施

面接方式による異動希望調査や配属先ではなく「行政運営」「住民窓口」「基盤整備」「企画立案」というような業務内容による異動希望調査を実施す

る。

2. 希望昇格・希望降格制度の導入

役職(管理職)については、やる気のある人材の積極的な登用をするため、希望昇格制度を実施する。しかし、逆に自分でその役職が重荷になる場合には、救済措置として希望降格制度も併用して実施する。

3. 中途採用制度を導入

民間での専門的な業務経験や知識を有する人を採用する中途採用制度を導入するなど、採用方法の多様化についても検討し、新規採用職員については、個々の職員の能力開発の推進と適性を見極めて適材適所の人事配置を進める。

(3) 目標管理(自己評価)シートの導入

【現状】

多種多様化する住民ニーズ、権限委譲による職務量の増加が進む中、言われたことを行うだけでなく、自分で問題提起し、解決することが求められている。

また、自分の組織に対する貢献度若しくは及ぼす影響に気がついていないため、組織の現状も認識できないような状況にあると思われる。

【改革案】

目標管理(自己評価)シートを平成17年度より導入する。

1. 年度の初めに職場全体や個人が目標を設定する。

ア 町の政策方針に基づき、部長及び課長により課の目標を設定する。

イ 課の目標が設定されたら、課長と職員とが面接等を通じ職員個々の目標設定を行う。

ウ 職員の目標は複数とし、優先順位を付ける。

エ 目標はできるだけ数値化すること。

2. 部長及び課長は、職員の目標の達成度を評価し、それを職員へ開示することで、次年度への事業の改善及び新たな目標設定を促す。

一般職職員の人件費の削減

【現状】

平成16年度当初予算においては、一般会計総額 6,065,000千円のうち、一般職職員の人件費が1,174,812千円(19.4%)を占めている。

【改革案】

平成17年度より、管理職手当を20%、時間外勤務手当を20%、期末勤勉手当の役職加算を50%、それぞれ削減する。

補助金等について

【現状】

町の各種団体に対する補助金は、平成16年度当初予算で総額142,652千円(75件)を支出している。各種団体に対する補助金は、一度制度化されると団体は、運営等の財源として補助金が確実に期待できるものと見込み、自己財源を確保する努力を怠る危険性がある。

【改革案】

1. 基本原則

公益性のある事業に補助することを再確認するために、平成17年度に以下の項目について見直す。

- ・多くの町民福祉向上に寄与しているか。(自分たちだけの事業になっていないか。)
- ・時代にあった補助内容、補助金額であるか。(初期の目的が達成され、意義が薄れていないか。)
- ・繰越額、基金のあり方に具体的な目的はあるか。
- ・補助金の充当先は目的に沿っているか(研修旅行や飲食に使われていないか。政教分離の原則は守られているか。)
- ・団体において自己財源確保の努力は行われているか。(会費、参加費など)
- ・補助金の交付による成果が認められるか。
- ・公益上、必要性が客観的に認められない補助事業は廃止する。
- ・補助団体についても財政改革を図り、経費の10%削減を義務づける。

2. 公的団体補助金(平成17年度より)

算定基準により、財政状況を考慮し補助金額を決定する。

3. 私的団体補助金(平成17年度)

- ・運営補助金の補助充当額を明確にする。
- ・運営補助金の補助率上限を定める。
- ・補助金の交付方法

平成17年度については、平成16年度当初予算額の1/2相当額を予算化し、団体等からの申請に基づき概算交付する。

団体等からの申請により、第三者機関の審査会等で、補助額等を審議する。審査会等の意見を踏まえ、平成17年9月議会に追加補助金の補正予算を提案し、追加〔返還〕交付をする。

4. 事業提案型助成制度の導入(平成18年度より)

私的団体補助金のうち事業補助金については、平成17年度に補助金交付要綱を改正し、事業提案型助成制度に移行する。

5. 監査委員による監査(平成17年度より)

公平性や公益性を確保しながら、より透明性のある補助金運用に努めるため、団体の活動や会計処理等について情報公開を実施すると共に、補助金による財政的援助を受けている団体について監査を随時実施する。

公共施設の再編について

【現状】

現在の公共施設については、30数ヶ所の施設があり、それぞれの施設が当初の設置目的どおり機能しているか検討する必要がある、施設の統廃合などによる公共施設の有効活用が求められている。

【改革案】

番号	名称等	現 状	改 革 案
1	笠松町役場	本庁舎機能を有しているが、税務課・福祉健康課・建設水道部及び消防防災係は分庁舎等に配置	本庁舎への組織の集約
2	北事務所	総務課消防防災係、(財)笠松町地域振興公社、情報交流センターを配置 2階は商工会へ貸与	2階を分庁舎として利用(企業会計部門を配置)
3	南事務所	税務課・建設水道部を配置 書類、備品等の保管	分庁舎機能の廃止 施設を取壊し・用地を売却
4	コミュニティ消防センター	消防団車庫及び地域コミュニティ施設	災害時備品貯蔵庫としても利用 2階は有償の貸出施設
5	南部コミュニティ消防センター	消防団車庫及び地域コミュニティ施設	災害時備品貯蔵庫としても利用 2階は有償の貸出施設
6	第三分団消防団車庫 (下羽栗会館に併設)	消防団車庫	災害時備品貯蔵庫としても利用
7	町民プール	施設利用に対する危険度が高いため休止中(平成16年度)	施設の廃止 施設を取壊し、跡地は運動公園の一部として整備
8	円城寺消防団車庫	消防団車庫	施設の廃止 建物は、町内会へ貸与
9	米野消防団車庫	消防団車庫	施設の廃止 建物は取壊し、借地の返還
10	厚生会館	町民の学習・保育・休養又は集会場等施設	施設の無人化
11	下羽栗会館	町民の学習・保育・休養又は集会場等施設	施設の無人化
12	松枝公民館	松枝地域における支所業務及び中央公民館の業務の所掌施設	施設の無人化(夜間のみ)
13	スポーツ交流館	スポーツ及びレクリエーションの普及・振興施設	施設の無人化
14	福祉会館	老人福祉センター及び町民の学習・保育・休養又は集会場等施設	休館日の設定(日曜日)

公共用地・公有用地について

【現状】

現在、町が所有する公共用地・公有用地のうち、普通財産においては平成16年3月末現在で、30,596.84㎡の用地があるが、遊休地が存在しており有効活用が求められている。

【改革案】

改革案	番号	地目	所在地	面積(㎡)	備考
売却	1	宅地	田代字社古地1073-16外1	21.91	
	2	宅地	田代字若宮1074-1	118.28	
	3	宅地	長池字松ヶ枝468-2	291.58	
	4	宅地	北及字流1823-1外1	1,494.19	プール駐車場・放置自動車一時保管場所
	5	田	円城寺字川田439-1	657.00	
	6	雑種地	桜町93外1	207.00	旧防疫組合跡地の隣地
				2,342.00	旧防疫組合跡地
	7	宅地	門間字村前1883 外1	6,083.29	南事務所敷地
	8	宅地	無動寺字猿町125	50.00	
	9	雑種地	無動寺字猿町216	19.00	
	10	宅地	無動寺字猿町319-1	208.00	
	11	田	江川字向野29	537.00	
	12	田	江川字村西159-2	62.00	
	13	宅地	中野字広畑107外1	1,180.15	旧中野町営住宅跡地
				1,587.77	
	14	雑種地	岐南町野中7丁目121	257.00	
15	雑種地	岐南町野中7丁目143	440.00		
16	田	岐南町薬師寺3丁目12-1外1	1,015.00		
小計 16 件				16,571.17	
貸付	1	雑種地	月美町61	231.00	職員駐車場
	2	宅地	松栄町1-1	63.14	
		雑種地	月美町2608-3	144.00	
	3	雑種地	田代字社古地1064-1外2	769.00	
		宅地	田代字社古地1064-4外1	175.44	
	4	宅地	若葉町4外7	1,232.94	
小計 4 件				2,615.52	

使用料・手数料について

使用料及び手数料納付手続きの見直し

【現状】

使用料及び手数料については、申請者は証紙により納付することが条例で定められている。

このため、申請者は手続き時に会計課等の証紙売りさばき所において証紙を購入し、その証紙で手数料等を納めることとされている。

しかし、実情では、職員が申請者より現金を受け取り申請者に代わり証紙の購入をする場合や、申請者より手数料等相当分の現金を預かり、一日分の収入現金相当分を証紙に交換し、手数料等を収入として計上する場合など、証紙制度本来の手続きがとられておらず、今後のワンストップサービスの実行・徹底にともない、証紙による納付方法のあり方を検討する必要性が生じてきている。

【改革案】

平成17年度より証紙による使用料及び手数料納付制度を廃止する。

<証紙廃止にあたっての対応>

- ・証紙と現金の取扱い併用期間の設定

使用料及び減免規定の見直し

【現状】

公共施設使用料の免除及び減額の取り扱いについては、各施設で定める減免に関する内規により運用されており、平成15年度においては施設使用件数の約96%に対し使用料の免除又は減額の措置が講じられている。

また、午前・午後・夜間の使用区分による使用料の違いがあるほか、冷暖房使用時には加算料金の設定があるなど複雑な料金体系となっている。

【改革案】

1. 住民協働によるまちづくり活動のために利用する場合の施設使用料を免除する制度を創設する。(平成17年度より)

2. 減免制度の見直し(平成17年度より)

各施設で定める減免団体の一部を次のとおり見直す。また、平成17年度において「利用する者が施設利用に見合った使用料を支払う受益者負担の原則」「施設を利用する者と利用しない者との負担の公平」に配慮した制度に見直し、平成18年度からこれを適用する。

免除 減額
・岐阜県立岐阜工業高等学校・郵便局・国土交通省国道工事事務所・笠松刑務所・町内の幼稚園
免除 減免なし
・羽島退職校長会・退教互羽島郡支部・退職公務員連盟羽島支部・町小中学校同窓会・岐阜聖徳大学
減額 免除なし
・岐阜南農協・岐阜新聞、岐阜放送(料理教室)

・減免規定の適用施設

中央公民館、松枝公民館、下羽栗会館、町民体育館、南体育館、スポーツ交流館、総合会館、町民運動場、緑地公園内運動場、運動公園内運動場、江川運動場、勤労青少年運動場、米野運動場、多目的運動場、緑地公園内テニスコート、各学校施設、福社会館、厚生会館、緑会館、コミュニティ消防センター、南部消防コミュニティ消防センター

3. 全施設の料金体系の見直し（平成18年度より）

午前・午後・夜間の利用区分及び料金、冷暖房や照明利用時の加算料金、施設規模等による使用料の見直しを平成17年度中に行い、全施設が均衡のとれた分かりやすい料金体系を確立する。

窓口業務について

総合窓口フロアーの設置

【現状】

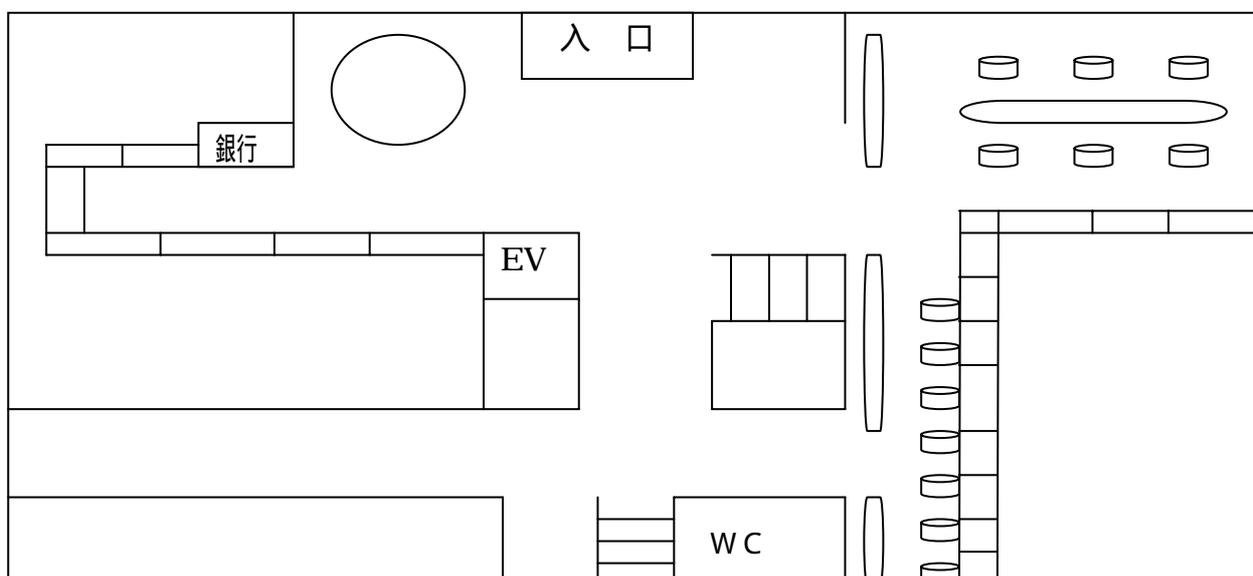
現状では1階フロアーに関連する窓口を集合させ、総合窓口化を図っているが、案件によっては、窓口が単なる受付だけになり、担当部署への問い合わせが必要になるなど、十分な対応が出来ていない。

【改革案】

平成17年度より一般的な用務については、庁舎1階で完結する環境をつくる。

- ・窓口をそれぞれパーテーションで区切る。
- ・行き先が確認しやすいように番号表示をする。
- ・1階に証明等発行窓口を設置する。
- ・他階への用務もある場合、担当を窓口へ派遣するなど、可能な限りワンストップでの対応をする。

【役場1階のイメージ】



	証明書交付（印鑑証明、その他各種証明） 住民票、戸籍謄本・抄本、広域交付
	戸籍の異動・届出（婚姻、出生、死亡等） 住所変更、印鑑登録 外国人（登録、証明）
	国民健康保険・国民年金
	老人保健、介護保険
	生活支援、障害者支援、福祉医療
	保育所、児童手当、母子福祉、健康
	公金の支払い
	各種税務証明 上下水道（使用開始、休止届等）
	固定資産（土地、家屋、償却資産） 住民税（個人、法人） 軽自動車税・ナンバー登録

特別職職員の給与等について

【現状】

- ・ 給料 (単位：円)

区 分	給料月額	旅費(町外出張の場合)
町 長	810,000	日当(1日につき) 2,600
助 役	695,000	宿泊(1夜につき) 13,100
収入役	615,000	

- ・ 期末手当

6月期〔給料月額 + (給料月額 × 加算率(20/100))〕 × 2 . 1月
12月期〔給料月額 + (給料月額 × 加算率(20/100))〕 × 2 . 3月

【改革案】

- ・ 給料月額を10%削減(平成16年9月より)

町議会議員の定数及び報酬等について

【現状】

(定数)

14名

(報酬等)

・報酬

(単位:円)

区 分	報酬月額	費 用 弁 償	
		議会等の招集に応じた場合	町外出張の場合
議 長	320,000	1日につき 5,000	日当(1日につき) 2,600 宿泊(1夜につき) 13,100
副議長	280,000		
議 員	260,000		

・期末手当

6月期〔報酬月額 + (報酬月額 × 加算率(20/100))〕 × 2.1月

12月期〔報酬月額 + (報酬月額 × 加算率(20/100))〕 × 2.3月

【改革案】

・次回の一般選挙より定数を4人削減(平成20年3月予定)

・報酬月額の2万円減額及び期末手当加算率の5/100引下げ(平成16年9月より)

町地域振興公社について

【現状】

(設立)

平成11年2月 「財団法人 笠松町地域振興公社」 設立

平成11年4月 受託業務開始

(事業内容)

- ・福祉会館、厚生会館、中央公民館、町民体育館、松枝公民館、下羽栗会館、総合会館及び情報交流センターの管理
- ・ことばの教室の管理運営
- ・児童遊園(18ヶ所)の維持管理

【改革案】

- ・公共施設の効率的な管理及び保育所の運営等を踏まえ、公社のあり方を抜本的に検討

町税等滞納整理体制の強化について

【現状】

- ・2.5人の滞納整理体制

【改革案】

- ・6人の滞納整理体制に強化(平成17年度より)

総合計画の策定について

【現状】

第4次総合計画は、町の最上位計画として平成13年度を初年度に平成22年度を最終目標年度として策定されている。

【改革案】

・行財政改革推進プラン及び総合計画策定後の社会経済情勢の変化を踏まえ、計画内容の見直し(平成17年度)

ふるさと振興事業について

【現状】

「ふるさと創生」は、昭和62年に政府の施策として打ち出され、「地方が知恵を出し、中央が支援する」という、これまでとは異なった発想に基づいて、市町村が自主的・主体的に実施する地域づくりへの取組みを支援するため、「自ら考え自ら行う地域づくり」事業として、全国の市町村に対し、一律1億円が交付されたが、当町では用途が決定されておらず基金として管理されている。

ふるさと振興基金残高 151,640,737円(H16.9.30現在)

【改革案】

・行財政改革推進プラン及び改定後の第4次総合計画に合わせた使用目的の検討
・使用目的を検討する「懇話会」の設置

イベント事業について

リバーサイドカーニバル・川まつり・春まつり

【現状】

・補助対象 - リバーサイドカーニバル・川まつり・春まつりの運営
・実施主体 - かさまつまちづくりイベント実行委員会
(町、町議会、町内会連合会、商工会、社会福祉協議会)

	リバーサイドカーニバル	川まつり	春まつり
事業概要	ステージイベント Eボート競技 各種団体等出展 陣屋市	花火大会 万灯ながし リバーサイドバー	桜まつり オープニングパレード 宵まつり 陣屋市
開催時期	10月第3日曜日	8月15日	3月下旬～4月中旬

【改革案】

・各イベントの事業内容及び運営諸経費に関する見直しの継続
・補助金の削減
・住民協働による企画、立案、運営が確立できる体制づくりの推進

大名行列お奴保存会補助金

【現状】

- ・補助対象-大名行列お奴の実施と保存会の運営
- ・事業概要-笠松大名行列お奴の保存承継(春まつり出演、中学校披露)

【改革案】

- ・補助金の削減
- ・中学校披露の廃止
- ・町民出演者公募の実施

春まつり(神輿)補助金

【現状】

- ・補助対象-町内神輿の実施

【改革案】

- ・平成18年の春まつりより「神輿の出番町内(町内会の合併を含む)」「神輿補助の範囲」などについて検討

町民運動会

【現状】

- ・補助対象 - 町民運動会の運営
- ・事業概要 - 各町内会等参加による町民運動会
- ・実施主体 - 町民運動会実行委員会
(町、町議会 他10団体)

【改革案】

- ・補助金の削減

公共施設巡回バス運行事業について

【現状】

公共施設や庁舎への交通の利便性を高め、行政サービスの充実を図るため、昭和61年から運行を開始し、以後検討を重ねながら、運行協力金制度を導入し、現状の公共施設巡回バスとして運行中。

・乗車数

	乗車数	募金額
H15年度	104,851人	7,364,253円
H16年度 (上期)	50,334人	3,743,032円

・曜日別乗車数(平成15年度実績)

	乗車数	運行日数	乗車数 / 日
月～金曜日	81,255人	246日	330人
土曜日	13,047人	51日	256人
日・祝日	10,549人	63日	167人

【改革案】

- ・有償運行の実施(平成17年10月より 100円、未就学児は無料)
- ・日、祝日の運行本数の削減(平成17年度より)
- ・車いすリフト付き低床バスの導入(平成17年度、平成18年度)
- ・回数券及び広告料の導入

国民健康保険税・同特別会計繰出金について

【現状】

国民健康保険は、加入者の医療費の増大などで財源不足が生じた場合には保険税率を改正して、財源の確保を図ることが原則であるが、加入者への負担増に配慮し増額を避けるため、一般会計からの繰入金により財政支援し、事業運営を行ってきた。

しかしながら、財政健全化の観点から、今後は、独立採算の原則により運営することとし、平成15年度から財源の確保を図るものとし、賦課割合の平準化を進めるべく、下記の改正を行っている。

(改正概要)

平成15年度	応能応益割合を標準(50:50)に近づけるため、均等割、平等割の改正
平成16年度	資産割税率を20%引き下げるとともに、賦課割合を応能60、応益40に改正

【改革案】

・賦課割合については、軽減割合7:5:2割が適用されるよう、平成17年度より応能55、応益45とする。

・一般会計繰出金については、賦課割合、税率の改正により、3年後を目途に一般会計からの繰出金をゼロにする。

小規模授産所の運営について

【現状】

・笠松町心身障害者小規模授産所の概要

(目的)

心身に障害のある者が、授産所に通所することにより、働くことに生きる喜びを持ち、また地域との関わりを通じて、社会的自立及び生活の向上を図ることを目的とする

(入所要件)

本町に住所を有し、義務教育年齢を超えた心身障害者で、本人または保護者同伴で通所できる者

(入所状況) 入所定員 20名
入所者 17名(平成16年11月1日現在)
職員 4名(所長1名・指導員3名)

(開所日時) 月曜日～金曜日 9時～16時

(作業内容) ペーパーバックの組み立て

(運営方法) 町が設置・運営

【改革案】

・平成17年度より民営化

運営方法については、社会福祉協議会が設置・運営

建物・備品等については、社会福祉協議会へ無償貸与

保育所保育料徴収金基準額について

【現状】

・3歳未満児

(笠松町)

階層	定義	月額(円)
第1階層	生活保護世帯	0
第2階層	町民税非課税世帯	4,700
	(母子世帯等)	0
第3階層	町民税課税世帯	11,400
	(母子世帯等)	10,400
第4階層	所得税 80,000円未満	19,900
第5階層	所得税 80,000円以上	38,000

(国基準)

階層	定義	月額(円)
第1階層	生活保護世帯	0
第2階層	町民税非課税世帯	9,000
	(母子世帯等)	0
第3階層	町民税課税世帯	19,500
	(母子世帯等)	18,500
第4階層	所得税 64,000円未満	30,000
第5階層	64,000円 ~ 160,000円	44,500
第6階層	160,000円 ~ 408,000円	61,000
第7階層	408,000円以上	80,000

・3歳以上児

(笠松町)

階層	定義	月額(円)
第1階層	生活保護世帯	0
第2階層	町民税非課税世帯	2,800
	(母子世帯等)	0
第3階層	町民税課税世帯	8,500
	(母子世帯等)	7,500
第4階層	所得税 80,000円未満	17,100
第5階層	所得税 80,000円以上	27,500

(国基準)

階層	定義	月額(円)
第1階層	生活保護世帯	0
第2階層	町民税非課税世帯	6,000
	(母子世帯等)	0
第3階層	町民税課税世帯	16,500
	(母子世帯等)	15,500
第4階層	所得税 64,000円未満	27,000
第5階層	64,000円 ~ 160,000円	33,140
第6階層	160,000円 ~ 408,000円	33,140
第7階層	408,000円以上	33,140

【改革案】

・保育料徴収基準の見直し(平成17年度より)

階層区分:国基準の7階層

保育料:段階的に国基準額の80%まで最長6年間で引上

町立保育所・笠松保育園通園バス運行事業について

【現状】

町立保育所は、2台のバスにより園児の送迎を無料で行なっている。また、笠松保育園バス運行については、町と同様無料で運行しているが、事業費については全額町が助成を行っている。

・利用状況

松枝保育所 65人 / 192人(34%)

下羽栗保育所 51人 / 120人(43%)

笠松保育園 50人 / 129人(39%)

【改革案】

・通園バス利用料3,000円 / 月を徴収(平成17年度より)

町立保育所運営事業について

【現状】

名 称	住 所	対 象 者	園児定員	園児数
第一保育所	上新町172	6か月児～年少前	30人	24人
松枝保育所	北及1783	1歳6か月児～就学前	200人	188人
下羽栗保育所	無動寺228	1歳6か月児～就学前	130人	120人

第一保育所については、子育て支援センター(町)・ことばの教室(公社)を併設

・3保育所に係る平成16年度当初予算

	内 容	経費(千円)
歳入	保 育 料	79,893
歳出	人件費・運営費等	258,094

【改革案】

・保育所民営化の検討

成人健康診査事業について

【改革案】

- ・自己負担金の見直し
69歳以下:委託料の20%まで段階的に引き上げ
(17年度:10%、18年度:15%、19年度以降:20%)
70歳以上:委託料の5%まで引き上げ(平成18年度より)
- ・対象年齢の見直し
結核住民検診:16歳以上 65歳以上(法改正による)
乳がん検診:30歳以上 40歳以上
子宮がん検診:30歳以上 20歳以上
- ・検診回数の見直し
子宮がん検診:毎年受診 2年ごと受診
- ・健診希望調査表の継続(平成17年度にシステム構築)

健(検)診名	現 状			改革案(平成17年度)		
	対 象 者	自己負担金		対 象 者	自己負担金	
40歳以上健康 診査 (基本健康診査)	40歳以上	病院検診	40歳～69歳 70歳以上 1,000円 無料	40歳以上	病院検診	40歳～69歳 70歳以上 1,000円 無料
結核住民検診	16歳以上	集団検診	16歳以上 無料	65歳以上	集団検診	65歳以上 無料
肺がん検診	40歳以上	集団検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料	40歳以上	集団検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料
		病院検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料		病院検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料
胃がん検診	40歳以上	集団検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料	40歳以上	集団検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料
		病院検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料		病院検診	40歳～69歳 70歳以上 1,500円 無料
大腸がん検診	40歳以上	集団検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料	40歳以上	集団検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料
		病院検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料		病院検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料
乳がん検診	30歳～49歳	集団検診	30歳～49歳 500円	40歳以上 (2年毎)	集団検診	40歳～69歳 70歳以上 500円 無料
		病院検診	30歳～49歳 500円			病院検診
	50歳以上 (2年毎)	集団検診	50歳～69歳 70歳以上 500円 無料		病院検診	
		病院検診	50歳～69歳 70歳以上 500円 無料			病院検診
子宮がん検診	30歳以上	病院検診	30歳～69歳 70歳以上 500円 無料	20歳以上 (2年毎)	病院検診	20歳～69歳 70歳以上 700円 無料
40・45・50・55歳 健康診査 (はつらつ健康診査)	40歳 45歳 50歳 55歳	集団検診	40歳・45歳 50歳・55歳 1,000円	40歳 45歳 50歳 55歳	集団検診	40歳・45歳 50歳・55歳 男1,500円 女2,000円
18～39歳健康 診査 (フレッシュ健康診査)	18歳～39歳	集団検診	18歳～39歳 500円	18歳～39歳	集団検診	18歳～39歳 500円

街路灯設置基準について

【現状】

設置基準	40m間隔
------	-------

設置基数	電柱添架式	ポール式	計
	3,095	89	3,184

【改革案】

- ・設置基準の見直し(平成17年度より)
設置間隔:80m(通学路・交差点・家屋連たん地域は現行どおり)
町内会から設置要望があった場合:設置費の1/2助成(限度額:18,900円)
維持管理費は設置者負担

私立幼稚園就園奨励費補助金について

【現状】

保護者に交付する補助金単価表(年額)

区分	1人就園の場合及び 2人以上就園している 場合の最年長者	2人以上就園してい る場合の次の年長者	3人以上就園している 場合の左以外の園児
生活保護世帯・ 市町村民税非課税世帯	120,000円	131,000円	144,000円
市町村民税所得割非課税世帯	91,000円	105,000円	120,000円
市町村民税所得割課税額 8,800円以下の世帯	70,000円	87,000円	104,000円
市町村民税所得割課税額 102,100円以下の世帯	49,000円	67,000円	86,000円

【改革案】

- ・補助金単価を段階的に30%削減
平成17年度:現行どおり
平成18年度:平成16年度単価から15%削減
平成19年度:平成16年度単価から30%削減
- ・補助対象者の見直し(平成17年度より)
満3歳児補助対象外

学校給食センター運営方式について

【現状】

- ・開設年月日 昭和40年(現在の位置に移転改築)
- ・運営方法 センター方式
- ・調理食数 3小学校・1中学校・3保育所 2,155食/日 年間198日
- ・運営にかかる平成16年度予算 80,676千円
- ・給食費 小学校 4,050円/月(食単価224円/日)
中学校 4,630円/月(食単価256円/日)
- ・平成15年度 給食費決算
 - ・給食費徴収金 86,811,713円
 - ・給食材料費 83,434,183円

【改革案】

- ・学校給食業務の民間委託を検討

その他事務事業について

一般職職員等の定数・給与等について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	職員の勤務条件	・職員勤務体制の見直し (フレックスタイム制的な勤務の導入)				
2	職員の昇給(定期・特別)	・特別昇給制度の積極的な運用				
3	職員の諸手当	・特殊勤務手当の見直し (運転手当、下水道管きよ等調査手当の廃止)				
4	職員の旅費制度	・日当の見直し (8kmから25kmまでの半日当の廃止)				
5	臨時職員の任用	・雇用の抑制 ・賃金体系の見直し(H18)				

総務一般事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	法令等の追録管理	・参考図書追録の削減				
2	日日雇用職員の任用	・庁舎内日日雇用職員勤務時間の見直し (6時間/日 4時間/日)				
3	内外情勢調査会(構成団体)	・脱退				
4	例規集の整備	・例規集の見直し(紙媒体 電子媒体)				
5	議案等の作成	・当初予算書等印刷方法の見直し (業者委託 自庁作成)				
6	地区集会所建設・修理助成事業	・補助対象経費の見直し 修理の場合:補助対象経費に下限を設定(30万円以上)				

消防・防災事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	災害ボランティア受入事業	・ボランティア支援体制の確立 (災害対策本部に、ボランティア調整班を編成)				
2	消防水利整備計画	・消防水利整備計画の策定				
3	町消防団	・定数の見直し(130人 120人)				
4	消防団車両の管理	・車両配備の見直し (第2分団を1台廃車し、第1分団の車両1台を第2分団へ配置換え)	平成20年度			
5	消防団員研修助成事業	・研修助成の廃止				
6	防災行政無線放送機器維持管理(移動)	・移動局台数の見直し(50台 40台)				
7	コミュニティ消防センター清掃業務	・定期清掃回数を見直し (2回/月 1回/月)				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
8	南部コミュニティ消防センター清掃業務	・定期清掃回数の見直し (2回/月 1回/月)				

選挙事務について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	常時啓発	・新成人への啓発方法の見直し (成人手帳配布 防災行政無線によるメッセージ)				
2	選挙ポスター掲示場の設置・管理	・設置場所の見直し(私有地 町有地)				

庁舎等維持管理業務について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	庁舎清掃業務	・日常清掃、月間清掃の見直し(職員対応) ・常駐作業員の見直し(2人 1人)				
2	庁舎電話交換業務	・業務委託の廃止(職員対応)				
3	北事務所清掃業務	・日常清掃の見直し(職員対応)				
4	公共施設可燃ごみ収集業務	・収集回数の見直し(2回/週 1回/週)				
5	町有財産の管理	・除草業務の見直し(一部職員対応)				
6	行政財産目的外使用	・自動販売機使用料の見直し				
7	庁舎東側車庫借上料	・借上げの廃止				

秘書業務等について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	儀礼	・各種大会激励金支給対象の見直し (支給対象を限定)				
2	衛生管理に係る職員健康教育	・産業医による職場巡回の実施 ・健康相談(随時)実施 ・産業医による講話回数の見直し (1回/年 3回/年)				
3	職員親睦会の組織・運営	・職員親睦会補助金の見直し (5,000円/人 4,000円/人)				

広報・公聴事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	暮らしの手引きの編集・発行	・発行方法の見直し (毎年度広報紙とともに発行)				
2	町民憲章入掲示板の維持管理	・維持管理方法の見直し 管理主体 町 町内会 ・新設等設置補助基準の作成				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
3	広聴推進	・意見箱の設置 ・「ふれあい広報サービス（広聴版）」を開催				
4	ホームページの管理	・ホームページの見直し（リニューアル）				
5	防災行政無線放送（定時放送・臨時放送）	・定時放送の見直し （中学生アナウンスの拡充）				

町税等の賦課等について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	土地の評価	・雑種地（市街化区域）の評価方法の見直し （8割評価 10割評価）				
2	償却資産の賦課	・申告手引きの作成方法の見直し （共同印刷 自庁作成）				
3	原動機付自転車臨時運行標識貸与	・標識貸与の有料化 （1枚 270円/年、2枚目以降 630円/年）				
4	原動機付自転車臨時運行標識亡失弁償金	・標識亡失弁償金の見直し（150円 700円）				

総合計画の策定について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	事務事業評価システム導入	・評価システムの確立（H16～H18）				
2	（社）地域問題研究所（構成団体）	・脱退				
3	土地利用対策審議会	・廃止				

国際交流事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	青少年海外派遣（グアム）事業	・姉妹校提携の検討（イナラハン中学校） ・派遣対象者の見直し（中・高校生 中学生） ・随行者数の見直し（4人 3人）				
2	青少年海外派遣（ニュージーランド）事業	・廃止				
3	青少年招致（グアム）事業	・実施年度の見直し（隔年実施）				

情報化推進事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	電子自治体推進業務（フロントオフィス）	・市町村共同型申請システムの導入	平成22年度			
2	公共施設予約システム導入事業	・予約対象施設の拡充 ・使用料収入方法の見直し （町収入証紙 口座振替又は現金）	平成22年度			
3	デジタルアーカイブ事業	・歴史、文化的資産写真等のデジタル化				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
4	情報交流センター運営	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO団体等講師育成の実施 ・開館時間の見直し (平日9:00~17:00、土日祝日10:00~21:30) ・運営委託の見直し (地域振興公社 NPO団体等 H18) 				

小中学校業務について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	通学安全対策委託事業(駅前ロータリー等)	・廃止				
2	学校校務員	・雇用形態の見直し(業者委託 臨時職員)				
3	小学校運営費の管理	・予算配分等の見直し				
4	中学校運営費の管理	・予算配分等の見直し				
5	卒業記念品	・廃止				
6	日本スポーツ振興センター共済掛金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者負担の見直し(保護者1/2負担) ・任意加入制への移行 				
7	修学旅行等下見助成事業	・廃止				
8	児童生徒指導対策助成事業	・補助対象の見直し(土、日、祝日の活動のみ)				
9	競技会等参加助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率の見直し(80%助成) ・補助額の見直し(100万円/年) 				
10	部活動助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額の見直し(30万円/年) ・強化指定部補助の廃止 				
11	県・郡中学校体育連盟(構成団体)	・負担金の徴収(保護者1/2負担)				

農林水産関係事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	町植物防疫協会助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止(H18) (H17補助率 15%) 				
2	水田農業構造改革対策助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準の見直し (実施面積補助、組合補助 実施面積補助) ・補助額の見直し(1,200円/10a 600円/10a) 				
3	鶏ニューカッスル病予防対策事業	・廃止				
4	地域農業生産組織育成助成事業	・廃止				
5	有害鳥獣駆除事業	・駆除方法の見直し(散弾銃駆除の廃止)				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
6	農地和解仲介事務処理委員	・委員謝礼の廃止				
7	農業委員会の開催	・事務処理の見直し (市街化区域内農地届出申請の専決処理)				
8	農業委員会の委員研修助成事業	・廃止				
9	農業委員の委員定数、報酬、費用弁償	・委員定数の見直し(17人 15人 法改正による)				
10	農地転用許可届出等現地確認事務	・転用防止チラシの見直し				

商工・観光・イベント関係事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	小口融資事業	・融資限度額の見直し (1,000万円 1,250万円)				
2	笠松駅モニュメント管理事業	・管理方法の見直し(職員対応)				
3	岐阜ファッション産業連合会(構成団体)	・補助金の削減				
4	県小口融資等利子助成事業	・利子補給期間の見直し(1年間 2年間)				
5	新就職者激励事業	・廃止				
6	勤労者生活資金融資	・融資限度額の見直し(70万円 100万円) ・返済期間の見直し(3年以内 4年以内)				

環境対策事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	生活環境の苦情処理	・美しいまちづくり条例(仮称)の制定 ・美しいまちづくり推進員の設置				
2	公害防止施設整備費助成事業	・廃止				
3	害虫駆除の薬剤散布	・廃止				
4	ねずみの駆除	・廃止				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
5	蚊・ハエの駆除	・駆除方法の見直し				

交通安全対策事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	有料自転車駐車場の使用許可	・許可期間の見直し(6ヶ月許可の新設)				
2	町自転車駐車場使用料	・月ごめ使用料の見直し (町内者 610円/月 1,000円/月、町外者1,230円/月 1,300円/月) ・長期割引の導入 (2ヶ月 5%、3ヶ月 7%、6ヶ月 10%)				
3	交通安全協力者交通災害見舞事業	・廃止				
4	小・中学生へのヘルメット又は帽子の購入助成事業	・助成対象者の見直し (新1年生自転車通学者 新1年生全員)				
5	通学等の交通安全対策	・交通安全帽購入補助率の見直し (全額 1/3) (対象者:町立保育所及び保育園児)				
6	交通安全教室の開催	・高齢者交通安全教室の開催 ・研修会出席方法の見直し(タクシー 公用車等)				

墓地・火葬場関係事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	火葬場使用料	・町外者利用料の見直し(10倍 5倍)				
2	火葬業務	・他市との相互利用協定締結				
3	火葬場日々雇用職員の任用	・日々雇用職員勤務時間の見直し (8時間/日 5時間/日)				
4	町営墓地ごみ収集業務	・廃止(ごみ持ち帰りの徹底)				
5	緑会館使用料	・町外者利用料の見直し(10倍 5倍)				

廃棄物対策事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	ごみ出しルール違反の指導	・ルールブックの作成 ・ごみ出しルールの研修会実施				
2	ごみ集積場所の適正管理	・収集方法の見直し (町内全域ステーション方式) ・集積ステーションの配置基準の策定				
3	ピンの処分方法	・処分方法の見直し (業者委託 リサイクル協会)				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
4	不法投棄防止対策	・美しいまちづくり推進員及び職員によるパトロール強化				

し尿処理事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	し尿汲取り交付金	・廃止				
2	浄化槽汚泥濃縮業務	・委託料算定基準の見直し (12,000円/基 11,000円/基)				

戸籍・住民基本台帳事業について

	事務事業名	改革方針	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	閲覧事務(住民票)	・住民票閲覧リストの業者委託廃止 (業者委託 自庁作成)				

福祉一般事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	町民生委員推せん会	・委員定数の見直し(14名 7名)				
2	福祉健康センター自動扉保守点検業務	・保守点検回数の見直し (4回/年 2回/年)				
3	福祉健康センター清掃業務	・日常清掃回数の見直し (5回/週 3回/週) ・床清掃回数の見直し (3回/年 2回/年) ・窓ガラス清掃の廃止				
4	心配ごと相談	・相談回数見直し(1回/週 2回/月) ・廃止(H17)		廃止		
5	民生委員等研修事業	・宿泊研修補助の廃止				
6	戦没者追悼式	・供物単価の見直し(500円 300円)				
7	69歳老人医療費助成事業	・廃止(H17、県制度廃止)				

高齢者福祉事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	敬老のつどい	会場見直し(3会場 1会場)				
2	88歳料亭招待事業	来賓見直し(11名 7名)				
3	100歳長寿者褒賞事業	祝金見直し(30万円 10万円)				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
4	高齢者生活援助活動事業	・利用者負担額の見直し (1時間当たり 80円 170円)				

児童福祉事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	児童手当支給事業	・現況届申請方法の見直し				
2	保育料滞納整理	・滞納整理業務の見直し(児童手当等の活用)				
3	一時的保育事業	・一時的保育料の見直し(3歳未満 2,000円/日、3歳以上 1,400円/日)				
4	日本スポーツ振興センター共済掛金	・加入者負担の徴収(保護者1/2負担) ・任意加入制への移行				
5	児童遊園地の管理運営	・管理謝礼の見直し(公共用地等 廃止) ・台帳の整備(デジタル化)				
6	留守家庭夏休み子どもクラブ	・名称の変更(留守家庭夏休み子どもクラブ 放課後児童クラブ)				
7	チャイルドルーム	・対象者の見直し(1歳6ヶ月児~小3 小1~小3) ・名称の変更(チャイルドルーム 放課後児童クラブ) ・利用料の見直し (一律 2,000円/月) ・実施場所の見直し (1ヶ所 3地域 H18)				
8	チャイルドルーム送迎事業	・廃止(各小学校区での実施ため)				
9	児童館運営協力委員会	・委員謝礼の廃止				
10	児童館被服貸与	・廃止				

保健衛生事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	母子栄養食品の支給事業	・廃止				
2	育児相談	・実施回数見直し (第一保育所2回/月 1回/月、福祉健康センター1回/月 2回/月) ・栄養相談、歯科指導の充実 ・プレパマ、歯みがき教室と同時開催				
3	プレパマクラブ	・育児相談、歯みがき教室と同時開催				
4	歯みがき教室	・実施回数見直し (12回/年 24回/年) ・育児相談、プレパマと同時開催				
5	乳児健康診査	・BCGを同時実施				
6	ブックスタート	・絵本配布の廃止 (読み聞かせ指導のみ実施)				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
7	1歳6ヶ月児健康診査事業	・薬物塗布を同時実施				
8	3歳児健康診査事業	・薬物塗布を同時実施				
9	幼児歯科薬物塗布	・実施回数の見直し(4回/月 2回/月) ・1歳6ヶ月児健診、3歳児健診時に実施				
10	お誕生教室	・離乳食試食の廃止 ・案内配布方法の見直し(母子保健推進員による個別配布 乳児健診時に配布)				
11	にこにこ教室	・栄養士の削減(2人 1人) ・案内配布方法の見直し(母子保健推進員による個別配布 1歳6か月健診時に配布)				
12	母子保健推進員活動事業	・乳児健診時等の協力者の縮小 ・新婚パンフレットの個別配布の廃止(婚姻届出時に配布) ・個別案内通知の縮小 ・謝礼の見直し(案内の個別通知謝礼 155円/件 100円/件)				
13	集団予防接種事業	・実施回数の見直し (BCG 6回/年 12回/年) ・BCGは乳児健診時に同時実施				
14	健康教育	・基本健診事後指導回数の見直し (6回/年 9回/年) ・骨粗しょう症予防教室の実施(2回/年)				
15	健康相談	・出前健康相談の実施				
16	機能訓練(ふれあいひろば)事業	・実施回数の見直し (48回/年 60回/年) ・参加費の徴収(材料費を伴う場合のみ)				
17	町献血推進協議会	・助成の見直し(献血時粗品の助成見直し)				
18	町食生活改善連絡協議会	・助成の見直し(材料代等の助成廃止)				
19	全国保健センター連合会(構成団体)	・脱退				

介護保険事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	介護保険趣旨普及事業	・啓発パンフレット配布回数の見直し (2回/年 1回/年)				
2	介護保険料の賦課	・賦課方法の見直し (仮算定、本算定 本算定)				

福祉会館事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	単位老人クラブ助成事業	・補助基準の見直し				
2	老人福祉大会	・開催方法の見直し				
3	老人芸能発表会	・老人福祉大会への移行				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
4	老人レクリエーション大会	・参加賞、賞品の見直し				
5	老人ゲートボール大会	・実施主体の見直し (町 老人クラブ連合会)				
6	老人グランドゴルフ大会	・実施主体の見直し (町 老人クラブ連合会)				
7	老人ペタンク大会	・実施主体の見直し (町 老人クラブ連合会)				
8	老人余技作品展	・実施主体の見直し (町 老人クラブ連合会) ・開催回数の見直し (2回/年 1回/年)				
9	老人囲碁・将棋大会	・実施主体の見直し (町 老人クラブ連合会)				
10	三世代囲碁・将棋大会	・実施主体の見直し (町 老人クラブ連合会)				
11	町老人クラブ連合会助成事業	・事業拡大に伴う補助基準の見直し				
12	福祉会館管理業務(地域振興公社)	・臨時職員配置の廃止(日曜日)				
13	福祉会館清掃業務	・日常清掃回数の見直し (6回/週 4回/週) ・床清掃回数見直し (3回/年 2回/年)				
14	福祉会館警備業務	・廃止				

小規模授産所事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	授産事業振興センター(構成団体)	・脱退				

保育所事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	保育所運動会	・開催の見直し(合同開催 各保育所) ・参加賞の廃止(小学生以上)				
2	保育所卒園記念品	・廃止				
3	保育所その他行事	・教材配布の見直し(プールバック、リュックサック配布の廃止)				
4	保育所被服貸与	・廃止				

道路関係事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	被服貸与(作業着)	・被服貸与期間の見直し(3年 5年)				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
2	街路樹の維持管理	・街路樹、草花等の維持管理方法の見直し (業者委託 職員対応)				
3	道路植樹帯除草事業	・ボランティア等の活用				
4	交通安全施設維持管理	・維持管理方法の見直し (H16 デリニエータの設置等 職員対応) (H17 カーブミラー簡易修繕 職員対応)				
5	設計積算システム運用管理	端末機台数の削減(5台 3台)				
6	公共工事コスト縮減対策	・町発注土木公共工事コスト縮減対策に関する行動計画を策定				

街路灯設置事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	本町通り街路灯維持管理助成事業	・補助金の見直し (9,148円/基 5,685円/基)				

都市計画事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	公園緑地等維持管理事業(植栽管理)	・業務委託発注方法の見直し (H17 各公園ごとに発注 一括発注) ・樹木、芝生の管理業務の見直し (H17 一部の公園を職員対応) (H18 芝刈機購入 全芝広場を職員対応)				
2	公園緑地等維持管理事業(遊具管理)	・安全点検マニュアルを整備し、日常定期点検を1回/週実施(職員対応)				
3	公園緑地等維持管理事業(管理謝礼)	・二見・中野児童公園の清掃作業謝礼の廃止 (清掃用具については支給)				
4	公園緑地等維持管理事業(電気料金)	・笠松みなと公園噴水等の稼働時間の見直し				
5	笠松町運動公園管理事務所運営事業	・管理事務所の廃止				
6	公園緑地等台帳	・都市公園、その他公園台帳を整備・デジタル化				
7	公園占用許可・公園内行為許可	・都市公園占用許可・都市公園内行為許可基準を作成				
8	公園使用料	・都市公園の占用・目的外利用に対する使用料規定の設置				
9	都市計画基礎調査受託事業	・事業内容の見直し 図面作成以外の業務(業者委託 自庁作成)				
10	都市計画図等の作成	・都市計画基礎調査に併せ隣接市町村との同時発注 (空中写真撮影に係わる経費削減)				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
11	中部地方都市美協議会（構成団体）	・脱会				

上水道事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	水道使用開始休止届等の処理	・ 賃貸住宅等の取扱いの見直し (すべて使用開始・休止届等にする)				
2	水道料金の徴収事務及び収納	・ 徴収事務の見直し（集金制の廃止）				
3	水道料金調定にかかるメーターの検針委託	・ 検針委託料の見直し (120円/件 90円/件)				
4	水道料金	・ H17 上水道事業財政・施設改良計画策定 ・ H18 上水道料金改定検討				
5	給水装置工事審査・検査手数料	・ 手数料の見直し (設計審査：1,000円/件・竣工検査：100円/件 審査検査手数料：3,000円/件)				
6	被服貸与（水道）	・ 被服貸与期間の見直し（3年 5年）				
7	給水装置工事業者の指定	・ 新規指定店申請審査事務手数料の徴収 (無料 20,000円/件)				
8	災害時における緊急給水	・ 相互連絡管接続の拡大（岐南町）				
9	休日緊急業務委託	・ 待機業者数の見直し（2社 1社）				

下水道事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	下水道使用開始休止届等の処理	・ 賃貸住宅等の取扱いの見直し (すべて使用開始・休止届等にする)				
2	下水道使用料の徴収事務及び収納	・ 徴収事務の見直し（集金制の廃止）				
3	下水道使用料調定にかかるメーターの検針委託	・ 検針委託料の見直し (120円/件 90円/件)				
4	排水設備工事の設計審査及び工事検査	・ 手数料の徴収 (設計審査・竣工検査：無料 審査検査手数料：3,000円/件)				
5	排水設備指定工事店の指定	・ 有効期間の見直し（3年 5年） ・ 新規指定店・更新申請審査事務手数料の徴収（無料 10,000円/件）				
6	被服貸与（下水道）	・ 被服貸与期間の見直し（3年 5年）				
7	マンホールポンプの維持管理	・ 維持管理負担の徴収（岐南町）				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
8	上下水道運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・納付方法の見直し（水道料金及び下水道使用料の一括納付） ・公共汚水柵使用料の徴収について調査、検討 H18以降の木曾川右岸流域負担金の見直しに伴う使用料改定と併せて検討 				

議会一般事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	議員へのFAX等貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費等負担の見直し（町負担 個人負担） 				

学校給食センター業務について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	学校給食センター-献立委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催回数の見直し（11回/年 3回/年） 				
2	調理用等被服貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与期間の見直し（1年 期間固定なし） 				
3	学校給食センター-臨時職員等の任用	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時調理員配置の削減 				
4	全国学校栄養士協議会岐阜県支部（構成団体）	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の廃止（参加職員自己負担） 				
5	県学校給食センター-研究協議会（構成団体）	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の削減（参加人員削減） 				

中央公民館等事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	中央公民館植木剪定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・低木剪定の見直し（職員対応） 				
2	町民体育館駐車場警備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止（中央公民館清掃作業員に委託） 				
3	運動場除草業務	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法の見直し（利用者による実施） 				
4	町民運動場施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・存廃について調査、研究 				
5	スポーツ交流館清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> ・日常清掃回数の見直し（1回/週 2回/月） 				

生涯教育事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	家庭教育シリーズ講座開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校区での開催の検討 ・冊子作成方法の見直し（職員対応） 				
2	さわやか学級開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日の見直し（木曜日 土又は日曜日） 				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
3	一般講座開催事業	・申込料の見直し(1,000円 2,000円) ・申込下限年齢(60歳)の廃止 ・申込者10人未満講座の不開講				
4	生涯学習一般講座発表会開催事業	・開催会場の見直し(3会場 1会場) ・食糧費の見直し (お手前披露用饅頭、弁当の廃止)				
5	生涯学習のまとめ(ひろば)発行事業	・冊子作成方法の見直し(職員対応)				
6	文化財保護審議会視察研修事業	・研修方法の見直し(視察研修 講師招致)				
7	「文化財めぐりガイド」の発行事業	・廃止				
8	「新成人のつどい」の開催	・ポラロイド記念撮影の廃止 ・立食パーティの見直し				
9	町青年団体連絡協議会助成事業	・廃止				
10	町青年団助成事業	・廃止				

生涯体育事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	町体育協会助成事業	・各種大会参加激励金の廃止 (町長交際費で対応) ・大会参加費の徴収				
2	Eポート普及事業	・体験講座対象者の見直し(三世代 小中学生)				
3	町スポーツ少年団助成事業	・各種大会参加激励金の廃止 (町長交際費で対応)				

松枝公民館・南体育館事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	南体育館清掃業務	・日常清掃回数の見直し(1回/週 1回/隔週)				
2	松枝公民館植木剪定業務	・低木剪定の見直し(職員対応)				
3	松枝公民館清掃業務	・日常清掃回数の見直し (1回/週 1回/隔週) ・花壇等清掃回数の見直し (3回/年 1回/年)				

下羽栗会館・総合会館事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	下羽栗会館冷暖房機保守点検業務	・保守点検回数の見直し (3回/年 2回/年)				
2	下羽栗会館清掃業務	・日常清掃回数の見直し (1回/週 1回/隔週)				
3	下羽栗会館管理運営業務	・閲覧用雑誌の廃止				

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
4	総合会館冷暖房機保守点検業務	・保守点検回数の見直し (3回/年 2回/年)				
5	総合会館清掃業務	・日常清掃回数の見直し (1回/週 1回/隔週)				
6	総合会館警備業務	・廃止				
7	総合会館舞台装置保守点検業務	・廃止				

歴史民俗資料館事業について

	事務事業名	改革案	実施年度			
			H16	H17	H18	H19
1	歴史民俗資料館運営事業	・職員勤務体制の見直し (土・日・祝日 職員対応)				
2	歴史民俗資料館展示活動推進事業	・歴史資料購入の見直し ・企画展開催の維持(5回/年)				
3	歴史資料の台帳管理	・歴史民俗資料台帳のデジタル化				
4	歴史民俗資料館清掃業務	・日常清掃回数の見直し (25回/年 17回/年) ・床清掃回数の見直し (2回/年 1回/年)				
5	歴史民俗資料館臨時職員等の任用	・臨時職員配置の廃止(土・日・祝日)				

5. 行財政改革推進プランの数値目標

前述した将来ビジョン・特化する施策及び個別事務事業改革案を実行し、平成17年度から平成19年度までの3カ年で、平成16年度当初予算の財源不足額581,200千円(基金繰入額)を解消することを目標とします。

(単位:千円)

項 目	各年度の一般財源削減額 (平成16年度当初予算額対比)		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
将来ビジョン・特化する施策について	5,553	31,408	29,170
少子化対策事業	17,290	9,206	6,818
高齢者対策事業	57	1,793	1,643
歴史文化教育事業	5,000	1,300	1,300
防災防犯対策事業	3,763	3,343	3,343
環境対策事業	3,031	28,638	28,638
補助金等について	13,137	11,601	11,601
公共施設・公共用地等について	23,673	23,673	23,673
使用料・手数料について	772	18,726	18,726
公共施設巡回バス運行事業について	9,215	5,015	5,170
国民健康保険税・同特別会計繰出金について	26,312	51,312	76,312
保育所・幼稚園等運営事業について	16,386	25,464	29,347
成人健康診査について	1,621	11,263	10,351
投資的経費等について	392,748	449,191	441,060
義務的経費			
人件費について	93,887	94,764	97,999
扶助費について	1,372	2,772	4,199
公債費について	93,091	128,315	158,719
一般事務費等について	46,164	63,899	30,313
合 計	516,575	645,199	610,804
財 源 不 足 額	64,625	63,999	29,604

【数値目標設定にあつたての前提】

- ・ 各事務事業の見直しによる一般財源の影響額を表しています。ただし、一般財源収入が増える項目についても、金額欄には「 」の表示がしてあります。
- ・ 投資的経費等については、平成17年度から平成19年度までに実施予定の普通建設事業について、「計画どおり実施する事業」「凍結する事業」「事業費を1/2に削減する事業」に分類し、必要性・緊急性を考慮し選択。
- ・ 補助金等については、平成16年度当初予算より10,000千円削減するものとして算定。
- ・ 人件費については、議会議員、特別職、一般職員等の給与及び職員数削減等による影響額を算定。
- ・ 扶助費については、過去の実績により医療費の2%増加するものとして算定。
- ・ 公債費については、現在の償還計画及び平成17年度以降に起債する償還額を見込み算定。
- ・ 町税、地方交付交付税等の収入については、先行きが不透明なため平成16年度当初予算額で推移するものとして設定。

6. 将来検討課題

町は、「町行財政改革推進委員会」等の意見を得ながら本推進プランを策定し、今後、具体的な成果を求め強力行財政改革を進めますが、依然として本町の財政構造が、地方交付税に依存しなければならない事に変わりはありません。こうした中、国の三位一体改革において、国と地方の税配分が行なわれると、本町の行財政運営は、これまで以上に厳しくなることも想定されます。

また、本町には「笠松競馬場問題」や「岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設平成22年問題」のような、今後の町の健全な行財政運営を推進するにあたって大きな影響を与える課題があります。

従いまして、今後もこれらの諸情勢の変化に応じてその都度検討し、収支バランスを見据えた自立的な行財政運営ができるよう取り組む必要があります。本推進プラン策定時に検討されたものの、制度化に至らなかった「都市計画税」や「下水道受益者負担金」も、今後の情勢の展開によっては、これらの検討課題となります。